

令和6年度補助金等評価表

1補助金の概要

補 助 金 名 称	旭川市私立高等学校入学一時金減免補助金									
補 助 金 の 性 格	個人への事業費補助						始期	S49	終期	-
予 算 事 業 名	高等学校等振興費						(事業コード)		042303	
所 管 部 署	子育て支援 部		子育て支援 課		係		電話番号		内線 5343	
交 付 先 (団 体 、 個 人 等)	市内各私立高等学校設置者(5学校法人)									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市内の私立高等学校に入学する生徒及び保護者並びに私立高等学校設置者							
	(意図) どういう状態にしたい		保護者の経済的負担を軽減するとともに、私立高等学校への入学を促進する。							
対象事業等の内容	学校設置者が入学一時金を減免(学校独自の制度による減免額を除く。)する場合に15,000円を限度に補助する(全額免除者を除く。)									
積算方法	入学一時金減免分1人当たり15,000円×対象者数									
事業量指標と過去5年間の実績	① 交付対象となる入学者数					② 交付学校数				
	単位:人					単位:校				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1,103	1,065	1,020	1,146	1,019	5	5	5	5	5
成果指標と過去5年間の実績	① 市内高校生徒数に占める私立高校生徒の割合					② 市内私立高校(全日制)の定員充足率				
	単位:%					単位:%				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	34.9	36.1	36.1	37.5	37.6	91.3	93.5	90.2	91.2	89.3

2収支状況等

単位:千円

			令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越					
		市補助金	15,975	15,300	17,190	15,285	15,195
		自己負担	287,550	290,700	326,610	287,980	288,705
		その他					
	収入合計		303,525	306,000	343,800	303,265	303,900
	市補助率(%)		5.3%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
	支出合計		303,525	306,000	343,800	303,265	303,900
うち食糧費、交際費							
次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源		7,988	7,650	8,595	0	0
	特定財源		7,987	7,650	8,595	15,285	15,195
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		人工金額	751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員					
	その他事務費						
	合計		16,726	16,067	17,966	16,068	16,003
	受益対象者数		1,065	1,020	1,146	1,019	1,013
補助金単位コスト(単位:円)		15,705	15,752	15,677	15,768	15,798	
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
			領収書及び収支資料等により、会計処理及び補助目的との整合性を確認した。繰越金は発生していない。				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	☒ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ☒ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ☐ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ☐ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象
	(2)受益者負担	☒ 適正な負担を設定 ☒ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ☐ 上記以外
	(3)補助率の参考基準	☒ 団体 1/2以内 ☒ 個人 1/3以内 ☒ 個人等に対する利子補給 5%以内 ☐ 上記以外
	(4)見直し期間(終期設定)	☐ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ☐ 奨励目的の補助、終期を設定 ☒ 終期末設定で、補助継続4年以上
	(5)交付規程(支出根拠)	☒ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ☐ 上記以外
	(6)支出を証する書類の添付	☐ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ☒ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ☒ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ☐ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ☐ 上記以外
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する) 市内の高校通学者の3割以上を占める私立高等学校は、多様化するニーズに柔軟に対応しつつ公教育の一端を担っており、私立高等学校入学者を対象とする本補助金は、本市の学校教育の発展にとって重要な役割を果たしている。
	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する) 私立高等学校(全日制)の入学時一時金の減免分を補助することで、生徒の保護者負担を軽減するとともに、私学の振興に寄与している。
	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する) 令和6年度は1,019人分の入学一時金を減免することで、次代を担う人材の育成につながった。
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市私立高等学校入学一時金減免補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	令和2年度において経済的負担を軽減していることから、私学運営への影響も考慮した上で、減免の在り方を検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和7年度	交付先(5学校法人)との協議の上、令和7年度以降は補助対象者を市内在住者に限定。従前基準により補助金を交付する場合に比べ、11.6%の支出削減を見込む。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
令和7年度	補助金交付基準の改正を受け、審査内容が分かるチェックリストを作成した。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	高校事業料の無償化、給付型奨学金の拡大等を考慮しても、入学一時金の負担は依然として大きく、公立・私立間の格差解消には至っていない。
解決に向けた取組	高校授業料の無償化拡大による影響や補助対象者のニーズも踏まえ、より効果的な補助の在り方を検討する。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	令和3年度行政評価を受けての補助対象者見直し(令和7年度対応)、高校授業料の無償化拡大等による影響を検証しつつ、補助対象者のニーズも踏まえながら、必要に応じて改善を検討する。
外部評価		
2次評価		

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

参考資料

1 補助金の名称

補 助 金 名 称	旭川市私立高等学校入学一時金減免補助金
-----------	---------------------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事業名	給付型奨学金	実施主体	旭川市
概要	【事業内容】 授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、返還不要の奨学金を給付する。 【金額】 国公立60,000円、私立70,000円、通信制過程30,000円 【対象者】 市内及び近隣8町に所在する高等学校等入学者の保護者等(旭川市民) ※所得制限あり		
上記事業との統合の可能性(市単独事業の場合)		□ある ■ない	
説明	事業統合に際しては、関係者との協議、支給条件・対象者の整理等、相当の困難が想定されるが、それに見合う効果は見いだしかねる。対象者等の整理をせずに事業を統合し、交付先を5学校法人から各保護者に変更すると、事務負担や事務経費の大幅増につながりかねない。		

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など
西宮市	【制度名】 西宮市私立高等学校入学給付金 【事業内容】 私立の高等学校に入学を希望し、経済的理由により修学困難な方に入学給付金を給付 【金額】 50,000円(R7募集人数:150人程度) 【対象者】 保護者(勤労学生等にあつては、本人)が西宮市に居住かつ住民税所得割非課税
	※都道府県単位で実施している例は多いが、大半は所得制限あり ※北海道では入学給付金はないが、奨学給付金あり(所得制限あり)

注: 他の中核市や道内主要都市における類似事業について、その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。